

出前型研修支援事業

西部教育事務所の社会教育主事を派遣します

西部管内の生涯学習・社会教育に関する学校や地域での研修を支援します

期 間	令和7年5月1日～令和8年3月31日	対 象	・市町村教育委員会 ・学校運営協議会 ・地域学校協働活動関係者 ・社会教育施設・団体 ・PTA会員 ・小学校職員 ・中学校職員	
申 込	西部教育事務所生涯学習係あてに、お電話かメールで御連絡ください。 TEL：027-322-5969 Mail：sato-no@pref.gunma.lg.jp			
方 法	西部教育事務所の社会教育主事が希望する市町村・学校等に出向き、講座の開設、研修援助を行う。			
費 用	職員の派遣にかかる費用は西部教育事務所負担とする。			

【内容】

- ① 地域学校協働活動、コミュニティ・スクールにすること
(放課後子ども教室・地域未来塾・ボランティア活動・学校運営協議会・熟議の方法・委員委嘱・伴走支援 他)
- ② 地域学校協働活動推進員にすること
(コーディネーターの役割・推進員の委嘱・人材育成・他)
- ③ 地域学校協働本部にすること
- ④ 家庭教育支援にすること
(ワクワク子育てトークン・家庭教育支援チーム・他)
- ⑤ 社会教育施設の運営・事業にすること
- ⑥ その他、生涯学習・社会教育にすること



学校とともにある地域づくりとは？

コミュニティ・スクールの好事例を知りたい

教職員の負担が増えない？

家庭の教育力を高めるにはどうしたい？

地域学校協働活動推進員の役割とは？どんな人がいい？

地域住民が参加しやすい方法やきっかけづくりは？

熟議ってなにどうやってするの？

地域学校協働本部ってなに？

教育委員会の伴走支援は何をすればいいの？

留 意 点	① 時間、人数、内容は相談に応じます。気軽にご相談ください。 ② 学校単位で実施する際は、近隣校からの受講者の参加についても可能な限り考慮してください。市町村教育委員会と協議の上、地域等单位とする講座としての実施を検討します。実施にあたり、出前講座の趣旨や研修内容の概要に沿った研修となるよう、依頼元は教職員の共通理解を図っておいてください。
-------	---